

令和4年度第1回処分場早期安定化分科会議事録

日 時：令和4年8月23日（火）13:30～16:30

場 所：全国産業資源循環連合会会議室（ZOOMによるWEB会議）

出席者：都築建（部会長：都築鋼産株）、

澤田裕二（座長：株フィルテック）、野原雅浩（副座長：(有)オー・エス収集センター）、

穂積篤史（副座長：都築鋼産株）

今井優貴（クリーン開発株）、上田徹（オオノ開発株）、杉田昭義（杉田建材株）、

海老原正人（杉田建材株）、疋田治（株キヨスミ産研）、石澤公朗（株キヨスミ産研）、

水澤聖（ひめゆり総業株）、本郷和広（ひめゆり総業株）、菊池忍（仙台環境開発株）、

久保絵里子（株平成開発）、小野佳弘（株西日本アチューマツクリーン）、

小城戸秀明（ダイユウ技研土木株）、山田辰成（株フィルテック）、篠原隆行（株篠原建設）、

下田勝（株大日産業）、首藤聖司（株東部開発）、瀬戸口正海（鹿島環境エンジニアリング株）、

東條智之（東條商事株）、富田道明（株富田工務店）、中川和也（住吉工業株）、

前田慎一（(有)オー・エス収集センター）、藤本誠司（(有)さんぱい）、藤原輝紀（(有)さんぱい）、

松本明利（大栄環境株）、松本圭介（株タケエイ）、玉木信吾（株タケエイ）、

吉崎幹人（株クリーンテック）、福井浩徳（福井興業株）

事務局：森谷賢、香川智紀、日浦朋子

【配付資料】

議事次第

出欠表

- | | |
|-------|--|
| 資料1 | 廃棄物処理業の用に供する軽油に係る軽油引取税課税免除の特例措置 |
| 資料2 | 維持管理積立金の損金算入措置に代わる新たな支援措置に関する環境省との意見交換メモ |
| 資料3 | 令和4年度最終処分場維持管理講習会（オンデマンド講習会）のご案内 |
| 資料4 | 産業廃棄物埋立処分委託契約書の利用状況
（令和3年第1回処分場早期安定化分科会（令和3年4月26日開催）資料3再配布） |
| 資料5 | 廃棄物資源循環学会春の研究討論会「最終処分場の維持管理と廃止基準について」配付資料（2021年1種類、2022年3種類）（分科会員限り・再配布禁止） |
| 資料6 | 産業廃棄物最終処分場の維持管理に係るアンケート調査報告書（抜粋）（平成29年3月 公益社団法人全国産業資源循環連合会）
https://www.zensanpairen.or.jp/activities/report_old/ |
| 資料7 | 維持管理マニュアルの利用状況及び利用に向けての課題
（令和3年第1回処分場早期安定化分科会資料4再配布） |
| 参考資料1 | 令和3年度第1回処分場早期安定化分科会議事録 |
| 参考資料2 | 令和3年度第2回処分場早期安定化分科会議事録 |

1. 開会

2. 連合会挨拶

森谷専務理事が以下のとおり挨拶した。

連合会総会（6月17日開催）において都築氏が最終処分部会会長としての理事に選任された。運営委員の任期満了に伴い、連合会理事会（7月12日開催）において新たな運営委員が選任された。前副部会長で処分場早期安定化分科会の座長をお引き受けいただいていた野原氏は任期満了により運営委員を退任された。

今年度末に期限を迎える税制上の特例措置はないが、来年度末には軽油引取税の免税措置が期限を迎える。維持管理積立金の損金算入は令和10年をもって廃止されるが、新たな支援措置の創設について提案をまとめる必要がある。これらについてご意見をお聞かせいただきたい。

私事になるが10月12日をもって専務理事を退任することとなった。長年のご協力に感謝申し上げます。

3. 部会長挨拶

都築部会長が以下のとおり挨拶した。

連合会総会（6月17日開催）において最終処分部会長として理事に選任され、杉田前部会長の後を引き継いだ。昨日（8月22日）最終処分部会運営委員会を開催し、処分場早期安定化分科会の座長を澤田氏にお引き受けいただいた。これまで座長をお務めいただいた野原氏は、分科会には引き続きご参加いただけるため副座長をお願いした。

すなわち、分科会は、座長を澤田氏、副座長を野原氏と穂積氏をお願いすることとした。

前部会長の杉田氏、前副部会長・前座長の野原氏には感謝申し上げます。

皆様におかれては、引き続きご協力をお願いする。

4. 座長挨拶

澤田座長（副部会長）が以下のとおり挨拶した。

専務理事と部会長からご報告があったとおり、野原氏の後任として私が処分場早期安定化分科会の座長を引き継ぐこととなった。野原氏は引き続き分科会にご参加頂けるため、副座長としてご協力いただけることとなった。分科会の皆様には引き続きご協力をお願いする。

杉田前部会長が以下のとおり挨拶した。

都築氏に部会長を交代し、私自身は運営委員として最終処分部会の運営に携わることとなった。

これまで大変お世話になった福岡大学の柳瀬先生が今年度末で退職される予定である。来年4月29日（土）に福岡市内で柳瀬先生の退職記念祝賀会が開催される予定である。詳細が分かり次第お知らせするので皆様是非ともご参加いただきたい。

野原前座長（前副部会長）が以下のとおり挨拶した。

九州地域協議会の最終処分部会長を交代し、私の後任として篠原氏が運営員として参加することとなった。副座長として引き続き頑張ってもらいたいのでご協力をお願いしたい。

5. 議事

穂積副座長が進行した。

(1) 税制上の特例措置及び最終処分場に対する新たな支援措置について

事務局が資料1~2を説明し、都築部会長及び杉田氏から以下のとおり補足説明した。

- ・（都築）軽油引取税についてはカーボンニュートラルが求められている状況下において、延長

要望は非常に厳しい状況であると認識している。一方、重機の技術開発が遅れている中で処分業者としてどのような対応が考えられるのか、それに対してどのような支援措置を求めるべきかについて意見をまとめたい。

維持管理積立金に代わる新たな支援措置についても分科会員の皆様のご意見をお聞かせいただきたい。

- ・ (杉田) 軽油引取税は来年度末が期限となっている。技術開発が遅れている中で、脱炭素に向けた経過措置として延長を勝ち取りたいと考えている。
新たな支援措置についても、必要性を含めた提案が不可欠である。現段階でのキーワードとして災害廃棄物の受入を想定している。
最終処分場特有の課題を出し合っただき、それを環境省に理解してもらう必要があると考えている。

穂積副座長から以下の発言があった。

- ・ 軽油引取税の免税措置は脱炭素の流れを考慮すると次回の延長は相当厳しくなることが予想される。軽油引取税の免税措置に代わる新たな措置としてアイデアを出していただきたい。
- ・ すぐにアイデアは浮かばないかもしれないが、税制上の特例措置は一種の補助金である。
- ・ 次回以降も引き続き検討したいと考えているので、社内で情報交換していただき、各社からアイデアを持ち寄って欲しい。
- ・ 維持管理積立金の損金算入措置に代わる新たな支援措置は、前回の分科会で意見交換し、災害廃棄物の受入時の支援措置を求める方向で環境省と意見交換したところである。
- ・ 最終処分業者からは、災害廃棄物の受入をしない処分場にとってはメリットがないとの意見も寄せられているようであるが、様々な観点から提案をお願いしたい。提案にあたっては、対外的に説明可能であるか、世間に理解していただけるかという点についても配慮していただきたい。それらの意見をとりまとめ運営委員会から環境省に提案する予定とのことである。

意見交換で出された意見は以下のとおり。

- ・ (澤田) 軽油引取税の課税免除は引き続き要望して欲しい。新たな支援措置については、処分業者にとって有利となるような要望をとりまとめたい。
- ・ (篠原) 維持管理積立金の積立額を損金算入できる割合が変更されたが、積立金を取り崩した場合の税金の取り扱いについて関心がある。
- ・ (穂積) 損金として計上した額と計上していない額が混在することになるが、取り崩した場合にどのような取り扱いになるのか。
- ・ (森谷) 正確なところは専門家に確認しなければならないが、損金算入された額は益金扱いになるのではないか。
- ・ (穂積) 税務署の担当者によって判断が異なることが予想される。何か疑問点や情報があれば分科会で意見交換し、情報共有に努めてまいりたい。

(2) 最終処分場維持管理講習会の周知について

事務局が資料3を説明し、穂積副座長から以下の発言があった。

- ・ 維持管理マニュアルの作成、種々の研修会の企画、研修会での講演など、これまで大変お世話になってきた福岡大学の柳瀬先生が今年度末で退職される。
- ・ 今回の講習会が、福岡大学の柳瀬先生としての最後の講習会である。
- ・ オンデマンド講習会であるため、地域に関係なく受講することができる。
- ・ 是非とも参加していただきたい。
- ・ また、中間処理残さの埋立処分を委託している中間処理業者や、最終処分場に運搬している収

集運搬業者にも周知していただきたい。

(3) 埋立処分委託契約書様式に関する意見交換

事務局が資料4を説明し、穂積副座長の指名により会議に参加している各人が状況を報告した。

- ・ (今井) 営業部門が処分場と離れた場所にあり、契約書は営業部門が扱っている。営業部門と技術部門の場所が離れているため、課題等が共有されておらず埋立処分様式の利用は進んでいない。新規契約は利用を進めつつあるが、営業部門からは手数料など表現が強気の部分は利用しにくいという意見が出されている。
 - ・ (海老原) 新規契約は利用を進めている。継続契約は自動更新となっており、埋立処分様式への変更は、営業部門が多忙であることなどから進んでいない。
 - ・ (疋田) 理由は把握できていないが利用は進んでいない。
 - ・ (水澤) 継続契約を含めて全て利用している。
 - ・ (菊池) 埋立処分様式をベースとして、強気の表現を和らげた表現に修正して使用している。
 - ・ (久保) 取引業者の半分は建設廃棄物様式を使用しており、残りは埋立処分様式を使用している。
 - ・ (小野) 今年10月に新規処分場がオープンするため、埋立処分様式を参考としながら自社の契約書様式を作成中である。
 - ・ (小城戸) 一部参考にして利用している。殆どが継続契約であるため、抜取費用は当社負担、返品費用は相談のうえとの表現に修正して使用している。
 - ・ (山田) 利用していない。収集運搬を併せた契約となっており、埋立処分様式そのままでは利用しにくい。自社様式を改定する場合には埋立処分様式を参考としたい。昔から付き合いがある排出事業者に対して厳しい要求をすることは難しい。建廃様式を使用しているゼネコン等の理解を得ることは難しい。
 - ・ (篠原) 排出事業者が用意した建廃様式を使用している。しかし、契約書とは別に埋立処分様式の内容を参考として作成した誓約書を提出してもらっている。ほかの受け入れ先が少ないため、誓約書の提出がない場合には契約しない方針が通用している。
- ← (穂積) 誓約書様式の情報提供をお願いしたい。
- ・ (下田) 安定型処分場に中間処理施設を併設しており最終処分の契約は少ない。契約の殆どは中間処理契約の継続契約または建廃様式である。
 - ・ (首藤) 契約書の見直しを指示したが、ゼネコンが多いため埋立処分様式での契約はない。営業部門からは、表現が強気であること、内容が細かすぎることなどが指摘されており、既存の様式のまま自動更新となっている。管理型であれば契約せざるを得ない状況であるが、安定型の場合は他の処分場もあるため難しい状況である。
 - ・ (瀬戸口) 一部採用しているようであるが、担当外であるため詳しいことまでは分からない。
 - ・ (東條) 顧客が作成した建廃様式が中心であり、埋立処分様式はほぼ使用していない。
 - ・ (中川) 顧客の殆どが工場系であり、新規、既存とも埋立処分様式を使用している。顧客から内容について困るという指摘を受けたことはない。
 - ・ (前田) 使用していない。大企業は専用様式が用いられることが多く、継続契約の場合には様式の変更を提案しにくい。新規契約では利用を進めたい。
 - ・ (藤原) 新規かつ大口では埋立処分様式を使用しているが件数的には少数である。契約の半数以上が建設廃棄物又は持ち込みであり、建廃様式の使用が中心である。埋立処分様式を説明し、理解してもらうための時間的な余裕がない。
 - ・ (玉木) 建廃が中心であり、処分場は自社の中間処理経路の廃棄物しか受け入れていないため

使用していない。

- ・ (吉崎) 当社が契約書を作成する場合は、埋立処分様式を参考として文言を修正して利用している。顧客が契約書を作成する場合や建廃系は利用していない。
- ・ (福井) 継続契約が大半であり、利用していない。建廃系の場合は建廃様式を用いている。新規の場合は利用したいと考えている。
- ・ (上田) 中間処理、収集運搬を併せた契約が殆どであり、埋立だけの契約がないため使用していない。
- ・ (松本明) 建廃系、工場系ともに徐々に利用が進みつつある。施設見学時には必要性についてしっかりと説明し理解を求めている。営業社員により説明スキルの差がある。
- ・ (都築) 福島に安定型処分場を所有しており、住民協定により県外物は自社車両での搬入に限定している。県外の間接処理業者 15 社との契約は全て埋立処分様式を採用し、契約期間は半年とした。営業部門から表現が厳しすぎるとの指摘があったが、営業部門には埋立処分様式以外の様式での契約は禁止し、理解してもらうよう説明することを指示した。返品時の返却手数料も採算を考慮した金額を契約書に明記し、顧客の理解を得た上で契約している。なお、建設系は問題が多いが建廃様式の利用が多く利用が難しい状況である。
- ・ (徳積) 県外の間接処理業者 15 社との契約書は、埋立処分様式に収集運搬に関する事項を追加して利用している。瑕疵担保責任や返品時の文言も明記している。必要であれば Word 様式で提供するので直接又は連合会事務局に申し出て欲しい。

処分場を適切に運営するためには、埋立処分様式を利用すべきというのは全員一致した意見だと思う。一方、営業担当者が顧客に説明できるか、説明することで顧客が離れていくのではないかという懸念があると思う。しかし、処分場でどのような管理をする必要があるのか、なぜそれが必要であるか、そのために契約書で何を決めておく必要があるかを説明することが出来るかどうか重要である。営業担当者のスキルの問題でもあるだろう。

当業界の地位を向上させるためには必要なことであり、産業廃棄物の処理委託でなければごく一般的な内容だと考えている。

顧客が逃げるかもしれないというリスクを恐れて躊躇せざるを得ない懸念は理解できる。最終処分業者間で課題を共有しながら、顧客に趣旨を丁寧に説明し、理解を得る努力を続けていければ良い。

(4) 維持管理に関する意見交換

1) 「廃棄物最終処分場廃止基準の調査評価方法」の改定について

事務局が資料5及び資料6を紹介し、意見交換を行った。

- ・ (中川) 企画セッションにweb参加した。学者の説明は高度な内容が多く、当方の意見を主張することが難しいと感じた。ガス抜き管の構造や数など処分場の構造が異なる中で、同じ廃棄物を受け入れた場合でも起こり得る事象は全く異なると思う。それにもかかわらず問題点を整理するのは難しいのではないかと。例えば有機物を入れている周辺のガス抜き管とそうでない場所のガス抜き管では、起こりうる事象は全く違うと思う。廃止基準を満たしているガス抜き管もあるが、満たしていないガス抜き管もあると思う。そのように前提条件が異なる中で画一的に評価することは難しいと思う。発生している水蒸気の組成を問われても分析することは難しい。隣り合ったガス抜き管でもガスの組成が全く異なったり、季節変動によりガスを排出するガス抜き管や引き込むガス抜き管があったりなど、実態を考慮する必要があると考えている。そのような変動をどのように評価するのか理解できなかった。学者の考えと現場の実態に乖離があると感じた。

- ・ (穂積) 施設毎の違いをどのように評価するか。分析対象のガスの種類をどうするかという問題もある。我々が知らないところで議論が進み、制度が決められていくことは避ける必要がある。現場の情報を知っていただく必要がある。
- ・ (瀬戸口) ワーキンググループに参加し、8 回中 4 回 web 参加した。難しい議論をしているため理解が追いついていない部分もある。参加した議論の中で、縦型ガス抜き管や法面ガス抜き管の有無など処分場の構造の違いや、産廃と一廃など埋立物の違いをどのように評価すべきか、など問題を把握するための様々な意見交換が行われていた。学術論文以外にも厚生省や環境省が実施した非公開の報告書があるようで、ワーキンググループでは資料収集に取り組んでいる状況である。
来月開催の学会研究発表会では、ガスについての何らかの方針を報告することを目標としている。ガスをどのように調査するか、どこで何方所に確認すれば良いのか、跡地利用の方法により求められる水準は違うのではないかと、などの議論が進められている。廃止=安定化ではないという指摘もある。
制度面の検討と測定方法を検討する 2 つのワーキンググループで検討が進められている。
9 月の学会では最終案を示すのではなく、今後の議論を活性化するための中間報告の位置付けであると聞いている。
- ・ (穂積) 構造は旧法が良いが、廃止基準は新基準となると、廃止できない処分場が増えるおそれもある。現在検討されているのはガスが主な検討テーマとなっているのか。
- ・ (瀬戸口) 現段階での検討はガスに絞られている。浸出水、保有水も話題になったが、施設の構造により大きく異なるため検討は見送られている。
海外の事例報告もあり、例えば維持管理期間は 30 年と定められている国もあるようだ。
様々な情報を収集した上で制度設計を進めていく方針である。
- ・ (穂積) ガス関係で何か検討している企業はあるか。現在、検討が進められている内容が決まった場合に、適用されると困るというような情報はありますか。
- ・ (中川) 年間を通じて実際の処分場でデータを集めないとい概に評価するのは難しいのではないかと。
- ・ (瀬戸口) サンプルを集めないとダメという議論は出ている。現場サイドの説明はしているが、会議に参加している民間企業は、当社を含めて 2 社しかいない。現場では難しいということは発言している。ガス抜き管の数は施設によって異なるが、全てのガス抜き管で測定すべきという議論もある。ガス抜き管が閉塞している処分場も存在するが、その場合にはどうするかという議論も進められている。民間の産廃処分場の視点での議論は非常に少なく、民間の情報が求められているが、理想と現実の乖離が非常に大きいと感じている。産廃に適用された場合に難しいと感じている部分も多い。当方は敷地境界での管理が現実的だと考えているがそれは理解されにくく、ワーキンググループでの議論の内容では、永遠に管理し続けなければならないと感じる点もある。
- ・ (穂積) 安全を担保することを求められる可能性が高い。できないというだけでは通用しない。なぜできないか、そこまで求める必要があるかなどを論理的に示す必要がある。非公開の資料は実在するのか。
- ・ (森谷) 産業廃棄物課長として埋立終了後の形質変更について検討は進めていたが、ガスなどの廃止基準について検討した記憶はない。
- ・ (事務局) 平成 15 年度に環境省は、北海道大学の田中信壽先生を委員長とする「最終処分基準に関するあり方検討会」を設置した。委員会では、安定型品目の見直しを含む最終処分場の類型化について検討されたので、記憶に残っている方も多いと思う。

検討会は本委員会のほか、最終処分場の類型化を検討する WG1、最終処分場の管理のあり方を検討する WG2、最終処分場の再生のあり方を検討する WG3 の 3 つの WG が置かれていた。このうち WG3 において不適正な処分場の掘り起こしを含めて形質変更に関する検討が行われた。なお、WG2 では、廃棄物の安定化まで廃止基準の概念を拡大することの可能性も検討対象に含まれていた。

検討会の委員長は、国立環境研究所の井上雄三先生に引き継がれ、平成 21 年に報告書がとりまとめられた。最終報告書には廃止に関する記述は見当たらない。

検討会の事務局はコンサルタント会社に委託されていたため、最終報告書に掲載されていない情報などがあるのかもしれない。

- ・ (瀬戸口) 学会の会議の参加者からは、過去に調査した記憶はあるが、その結果に関する記憶は定かではない。報告書も持ち合わせていないようだ。
- ・ (杉田) あり方検討会に参加していたが、ガスに関する議論が行われた記憶はない。
- ・ (穂積) 分科会として、学会の発表を受けて合同会議の開催を学会に提案し、実態を知ってもらう必要があるのではないかと。
- ・ (澤田) 座長として賛成である。そのように進めていってもらいたい。
- ・ (穂積) 分科会員の皆様には、9 月 22 日 (木) 10:45~12:15 に開催予定「埋立処理処分部会」を傍聴していただきたい。
- ・ (瀬戸口) 決定事項ではなく、中間発表の位置付けであるため議論を聞いた上で実態を踏まえた意見を伝えた方が良いと思う。
- ・ (穂積) ガスの発生状況に関する知見がある方はいないか。
- ・ (松本明) 学識者に指導を受けている中で、ガスはガス抜き管だけではなく処分場全体から発生しているとのことである。ガスが発生している部分は雑草が生えていないのでわかりやすいが、発生量全体を把握するのは難しい。測定を試みたができなかった。発生ガス燃焼装置を設置している。同じガス抜き管でも、気圧の変化によりガスが出たり、吸い込んだりしている。
- ・ (澤田) 当社では縦型ガス抜き管での測定は実施している。当社では、横引きガス抜き管も敷設しているが、横引き管からの測定方法を教えて欲しい。
- ・ (松本明) 当社も横引きガス抜き管を敷設している。横引き管の開口部があれば測定可能であるが、開口部がない場合には難しい。当社では、ガス抜き管にカメラを挿入して確認したことがあるが、ガス抜き管が相当程度変形しており、変形箇所から廃棄物層にガスが流入している。それは測定のしようがない。
- ・ (中川) 学識者の指導を受けた際に、ガス抜き管周辺の温度をサーモグラフィーで視認していた。それを見ると横引き管や栗石の連続壁から連続してガスが発生していることが分かる。温度が高いためメタン系のガスであることも分かる。

2) 各社における維持管理について

事務局が資料 7 を説明し、維持管理マニュアルの利用状況について意見交換を行った。

- ・ (福井) 利用している。
- ・ (吉崎) 現場に合わせて修正し、利用している。
- ・ (玉木) 現場作業で利用している。
- ・ (松本明) 参考にして社員教育用試験問題を作成している。
- ・ (藤原) 利用しているが使い切れていないのが現状である。
- ・ (前田) 雨水排除等利用している。

- ・ (中川) 災害廃棄物の部分はまとめ直した方が良いのではないかと。
- ・ (東條) 利用している。
- ・ (瀬戸口) 利用している。
- ・ (首藤) 特に埋立ガス記録簿、廃棄物データシート、出来形管理などは社員の評価も高い。
- ・ (下田) 記録簿などの様式を利用している。
- ・ (篠原) 一部利用している。
- ・ (山田) 第三章は特に利用している。
- ・ (小城戸) 新入社員教育用資料として利用している。
- ・ (小野) 新入社員への教育時に利用している。
- ・ (久保) 社内教育に使用している。
- ・ (菊池) 一部利用している。地元行政は、雨水について、即日覆土や中間覆土により表面排除した場合であっても、埋立場内の雨水は浸出水に該当すると判断している。マニュアルに記載している雨水排除の考え方が地元行政の考え方と異なるため使用できない部分がある。行政の理解を得るための取り組みも必要である。維持管理計画として申請した方法を変更することは困難である。
- ・ (水澤) 新入社員の教育に利用している。
- ・ (疋田) 管理者、作業者ともに利用している。
- ・ (海老原) 自社用のマニュアルとして作り替えたうえで全面的に利用している。
- ・ (今井) 教育用に利用している。廃棄物層に横引き管を設置したところ、地元行政から主要な集排水設備であり計画の変更申請や、変更許可が必要であると指摘を受けた。主要な集排水設備ではないことを説明し、行政に理解してもらうまでに半年を要した。担当者にもよるが行政への周知が重要である。説明用の設計図を用意するだけでも費用が掛かる。
- ・ (穂積) 当社の維持管理計画は温度測定に関する記載がない。最近、廃棄物層の温度を常時測定するためのセンサーを設置するために軽微変更手続きを行った。
- ・ (穂積) マニュアル作成前から使用していた展開検査簿などの記録様式は、記載項目は網羅されているため以前から使用していた当社の様式をそのまま使用している。
当社は、収集運搬も行っているため、埋立処分委託契約書様式に収集運搬の項目を追加して使用している。
廃棄物データシートは、排出事業者自らが記載、押印した書類を当社指定の専用アカウントに排出事業者が直接アップロードしてもらう方法で実施している。この方法は、営業担当者や商社が修正に関わることができず、排出事業者が責任を自覚してもらうために極めて効果的である。
遅延損害金は法律上の上限額を記載し、返却時の手数料等は運搬費相当額を記載している。
参考にした場合には事務局に連絡いただければ提供する。

(5) その他

次回分科会は、廃棄物資源循環学会に相談したうえで連絡することとした。

分科会員は、9月22日開催予定の廃棄物資源循環学会埋立処理処分部会への参加を検討して欲しい。

6. その他

澤田座長の挨拶により閉会した。

7. 閉会